

府中市告示第149号

府中市地域まちづくり条例（平成15年条例第18号。以下「条例」という。）第9条の2第1項の規定により、分倍河原駅周辺地区におけるまちづくり誘導地区を指定し、条例第9条の3第1項の規定により、分倍河原駅周辺地区まちづくり誘導計画を策定したので、条例第9条の2第3項及び条例第9条の5の規定により公告し、縦覧に供する。

令和8年9月18日

府 中 市 長      高 野 律 雄

- 1 位置及び区域 府中市片町二丁目、片町三丁目、美好町三丁目及び分梅町一丁目の各一部
- 2 縦 覧 場 所 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室